

# 山口県報

平成26年  
1月7日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
保安林指定の解除(岩国市)(森林整備課).....
- 公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....



### 山口県告示第一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年一月七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岩国市御庄字久津神一〇九の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年二月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年一月七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 山口救急医療を向上させる会  
代 表 者 の 氏 名 鶴田 良介  
主たる事務所の所在地 宇部市南小串一丁目一番一号
- 三 定款に記載された目的  
様々な医療について知識と技量を高めようとする医療従事者及び一般市民に対し、救命処置の啓発と普及活動に関する事業を行い、全ての人が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与すること。

平成二十六年一月七日印刷

発行所

山口県知事